

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 大分県条例第七号

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十八条」の下に「・第二百七十九条」を加える。

第四条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十三条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十八条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十八条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるように、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第三十三条」を「第三十三条第二項」に改める。

第六十四条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第十三条」を「第三十三条第二項」に改める。

第九十六条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、第九十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。  
第九十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。  
第九十九条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  
第一百一条第四項を次のように改める。

4 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。  
第一百十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第一百十二条の二を第一百十二条の三とし、第一百十二条の次に次の一条を加える。  
(地域との連携等)

第一百十二条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。  
い。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第一百十四条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「から第三十九条まで」を「第三十八条、第四十条の二」に改め、「第八十八条」と、「の下に「同条、第二十八条、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」を加え、「第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第一百十六条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「から第三十九条まで」を「第三十八条、第四十条の二」に、「第九条第一項」を「第九条」に、「第三十四条に」を「第三十四条第一項に」に、「及び第三十四条」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項」に、「及び第九十九条第三項」を「並びに第九十九条第三項及び第四項」に改める。

第三百三十六条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「第三十九条」を「第四十条の二」に改め、「第八十条」と、「」の下に「同条、第二十八条、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」を加え、「第二十條中」を「第二十条第一項中」に改め、「第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第四百十三條第二項中「者は、」の下に「当該」を加える。

第四百十五條第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第四百十七條中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を、「第九條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第四百十九條第五項中「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、「一人」の下に「以上」を加え、同條第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第五百十二條第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を「併設本体施設」に改める。

第六十九條中「第二十七條」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九條第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」に改め、「第九條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第七十二條第六項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号後段を削る。

第八十條第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第八十條に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じな

ければならない。

第百八十二条の三中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十四条第一項中」に、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「同項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第百九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百八十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）」、第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。）」に、「、第百四十八条」を「及び第百四十八条」に、「第二十條中」を「第二十条第一項中」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」に改め、「第百九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二百五条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」に改め、「第百九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二百五条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百五条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十四条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を

確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」に改める。

第二百四十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項中」に改める。

第二百六十一条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百六十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十四条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百五十八条」と、「」の下に「同条及び第三十二条の二第二項中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十六条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）」、第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第四節」を「前節」に改め、「第二百五十八条」と、「」の下に「同条及び第三十二条の二第二項中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「サービスの利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十七条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百五十八条」と、「」の下に「同条及び第三十二条の二第二項中」を、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十八条を第二百七十九条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二百七十八条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書

類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百零四条、第一百零六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百六十九条（第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（第二百一十七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百一十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）及び第二百二十五条第一項（第二百四十九条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百六十八条」の下に「・第二百六十九条」を加える。

第四条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第一百零八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十六条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十六条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保

する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十六条の二の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第五十六条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十六条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十六条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十六条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の方に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十六条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十六条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第六十四条中「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十四条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。



2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十六条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項」に改める。

第八十六条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「及び第七十条」を「、第七十条及び第七十四条の二」に、「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項」に改め、「「設備及び備品等」と」の下に「、第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第九十五条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「及び第七十条」を「、第七十条及び第七十四条の二」に、「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項」に改め、「「設備及び備品等」と」の下に「、第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第九十七条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、第八十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。

第二百二十二条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百二十二条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十二条の四第四項を次のように改める。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

「第二百三十三条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第二百五十五条中「第五十三条の三」の下に「、第五十六条の二の二」を加え、「第五十六条の四中」を「第五十六条の四第一項中」に改める。

「第三十一条第五項中「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、「一人」の下に「以上」を加え、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

「第四十一条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

「第四十四条中「第五十五条」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十六条の四中」を「第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、同項中」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を削り、「第二百二十二条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

「第二百五十五条第六項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号後段を削る。

「第二百五十九条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

「第二百五十九条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六百六十六条の三中「第五十五条」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十六条の四中」を「第五十六条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十六条の四第一項中」に、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第二百二十二条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第七百七十三条中「第五十五条」の下に「、第五十六条の二の二」を加え、「第五十六条の七まで、第五十六条の八（第五項及び第六項を除く。）」、第五十六条の九から第五十六条の十一まで」を「第五十六条の十一まで（第五十六条の八第五項及び第六項並びに第五十六条の九第二項を除く。）」に、「第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第七百七十三条において準用する第四百四十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」を「第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第七百七十三条において準用する第四百四十条」に改め、「第二百二十二条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第八百八十三条中「第五十五条」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十六条の四中」を「第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十六条の四第一項中」に改め、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、」を削り、「第二百二十二条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第九百九十六条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九百九十六条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十五条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設

設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百五十五条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十九条中「第五十五条まで」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を加え、「及び第五十六条の四」を「、第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二百三十六条中「第五十五条まで」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を、「第五十四条」の下に「及び第五十六条の二の二第二項」を加え、「第五十六条の四中」を「第五十六条の四第一項中」に改める。

第二百四十七条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百四十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百五十条中「第五十五条」の下に「、第五十六条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百四十四条」と、「の下に「同条及び第五十六条の二の二第二項中」を、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百五十五条中「第五十六条の五から第五十六条の七まで、第五十六条の八（第五項及び第六項を除く。）」、第五十六条の九から第五十六条の十一まで」を「第五十六条の二の二、第五十六条の五から第五十六条の十一まで（第五十六条の八第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百四十四条」と、「の下に「同条及び第五十六条の二の二第二項中」を、「サービスの利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十四条中「第五十五条」の下に「、第五十六条の二の二」を加え、「及び第二

項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百四十四条」と、「の下に「同条及び第五十六条の二の二第二項中」を、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十八条を第二百六十九条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。  
(電磁的記録等)

第二百六十八条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第五十二条の五第一項(第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十四条(第六十一条において準用する場合を含む。)、第六十六条の三、第七十三条、第八十三条(第九十八条において準用する場合を含む。)、第二百九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。))及び第二百十一条第一項(第二百三十六條において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」の下に「・第三十二条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第九条第四項を次のように改める。

4 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第十三条第十二項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第二十九条の二 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十一条を第三十二条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第三十一条 養護老人ホーム及び職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」の下に「・第五十七条」を加える。

第四条第四項中「行わなければならない」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書中「、規則で定める介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第二十二條の次に次の二條を加える。

#### （栄養管理）

第二十二條の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

#### （口腔衛生の管理）

第二十二條の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九條に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九條の次に次の一條を加える。

#### （業務継続計画の策定等）

第二十九條の二 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  
第三十一条第四項を次のように改める。
- 4 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。  
第三十四条に次の一項を加える。
- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  
第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十五条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条第二項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加える。



第五十六条を第五十七条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設及び従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第十条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」の下に「・第五十六条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書中「、規則で定める介護職員を除き」を削り、同条第六項及び第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した

日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条第四項を次のように改める。

4 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で

定める措置を講じなければならない。

第四十四条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第五十五条 介護老人保健施設及び従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」の下に「・第五十七条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第三項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第六項中「第一項第五号及び第三項第六号」を「第一項第六号及び第三項第七号」に改め、同条第七項ただし書中「、規則で定める介護職員を除き」を削り、同条第八項中「第一項第五号、第三項第六号」を「第一項第六号、第三項第七号」に改める。

第十八条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第二十條の次に次の二條を加える。

#### （栄養管理）

第二十條の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

#### （口腔衛生の管理）

第二十條の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十八條に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十条第四項を次のように改める。

4 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入院患者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十三条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たつては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条第二項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十五条第二項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則として

おおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十六条第二項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十六条まで」の下に「、第二十八条の二」を加える。

第五十六条を第五十七条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第五十六条 指定介護療養型医療施設及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識する

ことができないう方法を用いる。）」によることができる。

附則第六項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第七項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」の下に「・第五十六条」を加える。

第三条第五項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第七条ただし書中「、規則で定める介護職員及び看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を除き」を削る。

第九条第四項を次のように改める。

4 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第十二条第一項第四号中「看護職員」の下に「(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十二条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十五条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第三十七条第四項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十四条中「第二十四条まで」の下に「、第二十五条の二」を加える。

第四十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十七条第九項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十九条第一項中「協議会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第五十条中「及び第三十三条」を「から第三十三条まで」に改める。



第五十二条第四項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十四条中「第二十四条まで」の下に「、第二十五条の二」を加え、「、第三十三条」を「から第三十三条まで」に改める。

第五十五条を第五十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十五条 特別養護老人ホーム及び職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及び職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」の下に「・第四十五条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第九条第四項を次のように改める。

4 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十九条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十四条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十六条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第四十四条を第四十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第四十四条 軽費老人ホーム及び職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及び職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定

されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」の下に「・第五十六条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書中「、規則で定める介護職員を除き」を削る。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」）を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確

化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十九条の二 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条第四項を次のように改める。

4 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力を体制を確立するよう努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十九条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十四条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための

方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に「第二十九条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及び従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができる方法を含む。)によることができる。

附則第二項及び第三項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス基準条例」という。)(第四条第三項及び第四十条の二(新指定居宅サービス基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百四十四条、第一百六条、第三十六条、第四十七条、第六十九条(新指定居宅サービス基準条例第八十二条において準用する場合を含む。))、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条(新指定居宅サービス基準条例第二百七条において準用する場合を含む。))、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定

介護予防サービス基準条例」という。) 第四条第三項及び第五十六条の十の二(新指定介護予防サービス基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十四条(新指定介護予防サービス基準条例第六十一条において準用する場合を含む。)、第六百六十六条の三、第七百七十三条、第八百八十三条(新指定介護予防サービス基準条例第九十八条において準用する場合を含む。)、第二百十九條、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人ホーム基準条例」という。)、第三条第四項及び第二十九条の二、第四条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)、第四条第四項、第四十条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、及び第四十五条第三項、第五条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)、第三条第四項、第三十九条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、及び第四十四条第三項、第六条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設基準条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)、第三十八条の二(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、及び第四十三条第三項、第七条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)、第三条第五項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。)、及び第三十五条第三項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、第八条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)、第三条第四項、第三十四条の二(新軽費老人ホーム基準条例第四十三条において準用する場合を含む。)、及び第三十六条第四項並びに第九条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)、第三条第四項、第三十九条の二(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

### 3

施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス基準条例第三十二条の二(新指定居宅サービス基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百零四条、第一百零六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百六十九条(新指定居宅サービス基準条例第八十二条において準用する場合を含む。))、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条(新指定居宅サービス基準条例第



七十三条、第二百十九条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。）及び第二百四十七条第六項（新指定介護予防サービス基準条例第二百五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス基準条例第五十八条の二第三項（新指定居宅サービス基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第百九条第三項（新指定居宅サービス基準条例第十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条、第百八十二条の三、第百八十九条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、第百八十条第四項、第二百五十五条第四項及び第二百三十四条第四項（新指定居宅サービス基準条例第二百四十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス基準条例第五十六条の二第三項（新指定介護予防サービス基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第百二十二条の二第三項（新指定介護予防サービス基準条例第百四十四条、第百六十六条の三、第百七十三条及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第四項、第百九十六条第四項及び第二百五条第四項（新指定介護予防サービス基準条例第二百三十六条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十三条第三項、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十九条第三項及び第五十三条第四項、新介護老人保健施設基準条例第二十九条第三項及び第五十二条第四項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十八条第三項及び第五十三条第四項、新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第四十二条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第二十五条第三項（新軽費老人ホーム基準条例第四十三条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第二十九条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 施行日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十六条第二項第二号の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ及び第五十三条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 前項の規定は、新指定居宅サービス基準条例第七十二条第六項第二号、新指定介護予防サービス基準条例第一百五十五条第六項第二号、新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第二号、第四十五条第二項第二号及び第四十六条第二項第二号並びに新特別養護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第二号及び第五十二条第四項第二号の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、



前項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新指定居宅サービス基準条例第七十二条第六項第二号	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	第五十三条第二項	第八十条第二項	新指定居宅サービス基準条例第四百九十一条第一項第三号
新指定介護予防サービス基準条例第五十五条第六項第二号	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	第五十三条第二項	利用定員	新指定介護予防サービス基準条例第三百十一条第一項第三号
新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第二号、第四十五条第二項第二号及び第四十六条第二項第二号	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	第五十三条第二項	入院患者の定員	新指定介護療養型医療施設基準条例第四十一条第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに附則第二項第二号、第三項、第六項並びに第七項第二号及び第三号
新特別養護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第二号及び第五十二条第四項第二号	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	第五十三条第二項	及び第五十三条第二項 入所定員	並びに第五十三条第二項 入居定員
	第五十三条第二項	第四十二条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）		

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、第一条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七十二条第六項第三号（後段に係る部分に限る。）、第二条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十五条第六項第二号（後段に係る部分に限る。）、第四条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十六条第二項第三号ロ、第六条の規定による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設



項、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十二条第二項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十二条第二項（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十一条第二項（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第二十七条第二項（新軽費老人ホーム基準条例第四十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十二条第二項（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。